

総務省法令適用事前確認手続（回答書）

平成 29 年 8 月 2 日

国立大学法人東京海洋大学
学長 竹内 俊郎 殿

総 務 大 臣

平成 29 年 7 月 7 日付けをもって照会のあった件につきまして、総務省法令適用事前確認手続規則（平成 13 年 8 月 29 日総務省訓令第 197 号）第 4 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者又はその代理人から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった具体的事実については、照会法令の適用対象とならない。

2 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

照会のあった無線局の無線設備については、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 38 条の 2 の 2 第 1 項に規定する技術基準適合証明又は同法第 38 条の 24 第 1 項に規定する工事設計認証を受けた状態から特段の変更を加えたものではないことから、同法第 4 条第 1 項第 3 号の無線局に該当するため。